

令和5年1月6日

保護者 様

新見市立新見第一中学校

校長 藤野 栄進

### 感染症に係る治癒証明書の取扱いについて

厳寒の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。

日頃から、本校に対するご理解とご協力に改めて感謝を申し上げます。

さて、本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症とともにインフルエンザ流行の兆しが見え始めています。感染症に罹患し出席停止となった場合、再登校する際には医師が作成する治癒証明書の提出をお願いしているところです。

感染症に係る治癒証明書の取扱いにつきまして、次のとおりとしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、電話連絡により感染状況等の聞き取りを行います。再登校の場合の治癒証明書等は不要です。

##### 2 インフルエンザについて

再登校に当たっては、保護者の方に記入していただく「罹患報告書（インフルエンザ）」を学校に提出してください。なお、この罹患報告書には、発症日からの経過（検温の結果）を記入していただく欄もありますので、もれなく記入をお願いします。

##### 3 インフルエンザ以外の感染症について

学校保健安全法第18条に規定する新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ以外の感染症については、「治癒証明書（インフル・コロナ以外）」を医師に記入していただき学校に提出してください。

※各様式につきましては、学校にあります。また、新見第一中学校ホームページからダウンロードできます。